

水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）実施要綱

（制定）平成29年4月14日付29環地次第2号

（改正）平成30年6月14日付30環地次第33号

（改正）令和2年3月26日付31環地次第634号

（改正）令和2年10月13日付2環地第356号

（改正）令和5年3月3日付4産労産新第328号

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、「低炭素」・「快適性」・「防災力」の3つを同時に実現するスマートエネルギー都市を目指し、業務・産業部門における水素を活用したスマートエネルギーエリアの形成を推進するために行う「水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（業務・産業部門）」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

- 1 都は、都内の建築物等において水素利活用設備を設置する民間事業者に対し、水素利活用設備の設置に必要な経費の一部を助成する。
- 2 都は、1の助成を受けた民間事業者に対し、水素利活用設備の利用実績等を報告するように求める。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 水素を活用したスマートエネルギーエリア 業務・産業用燃料電池又は純水素型燃料電池から発電した電力及び発電に伴い発生した熱を活用することにより、平常時においてエネルギー効率の向上による省エネルギーを実現し、災害時等においても系統電力（電気事業者が保有する電線路を介して供給される電力をいう。）が途絶えてもエネルギー供給を確保することができるエリア
- 2 水素利活用設備 業務・産業用燃料電池、純水素型燃料電池、水素供給インフラ、水素エネマネ設備又は熱電融通インフラ
- 3 業務・産業用燃料電池 天然ガス（天然ガス、液化天然ガスその他これらを主原料とする燃料であって、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）別表第1の第5欄に掲げる係数が天然ガス（液化天然ガスを除く。）の1.1倍未満のものをいう。）を燃料とする定置式燃料電池であって、発電した電力及び発電に伴い発生した熱を供給するもののうち、定格発電出力が1.5kWを超えるもの。

- 4 純水素型燃料電池 水素のみを燃料とする定置式燃料電池であって、発電した電力及び発電に伴い発生した熱を供給するもの
- 5 水素供給インフラ 純水素型燃料電池に水素を供給するために敷設された導管その他必要な設備
- 6 水素エネマネ設備 業務・産業用燃料電池又は純水素型燃料電池から発電した電力及び発電時に発生した熱の供給を受ける建築物内で使用される電力消費量等を計測蓄積し、照明器具、空気調和設備等の効率的な運転管理を行い、又は電力需要のピークを抑制する機能等を有するエネルギー管理システム及びその周辺機器
- 7 中央監視システム 建築物内で使用される電力消費量等を計測蓄積し、照明器具、空気調和設備等の効率的な運転管理を行い、又は電力需要のピークを抑制する機能等を有するエネルギー管理システムであり、これらが街区内に分散して存在しかつネットワーク化されている場合においては、街区内におけるエネルギーを統合的に管理するシステム
- 8 街区 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域
- 9 熱電融通インフラ 建築物に設置された業務・産業用燃料電池又は純水素型燃料電池から発電した電力及び発電に伴い発生した熱を平常時、災害時等において複数の建築物に供給するために必要な熱導管又は送電線
- 10 民間事業者 都内に事業所又は事務所を有する法人（国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資及び費用負担の比率が50%を超える法人を除く。）又は個人の事業者

第4 本事業の具体的内容

1 水素利活用設備の設置に係る経費の助成

都は、次のとおり水素利活用設備の設置に必要な経費の一部を助成する。

(1) 助成対象事業者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象事業者」という。）は、(2)に規定する助成対象事業を実施する民間事業者とする。

(2) 助成対象事業の要件

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、水素を活用したスマートエネルギーエリアの形成を推進するものとして、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 都内の建築物において、水素利活用設備のうち、業務・産業用燃料電池若しくは純水素型燃料電池のいずれか又は両方を設置すること。

イ 設置する業務・産業用燃料電池又は純水素型燃料電池は、エネルギー効率について、別に定める要件を満たすものであること。

ウ 別に定める国その他の団体からの補助金（以下「国等補助金」という。）の交付決定

を受けていること。ただし、国等補助金の申請期間の終了により交付決定を受けることができない場合その他の都が認める場合はこの限りでない。

(3) 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費のうち、水素利活用設備の設置に要する次の経費とする。

- ア 設計費（設備機器の設計等に要する費用をいう。）
- イ 設備費（設備機器の購入等に要する費用をいう。）
- ウ 工事費（工事に要する費用をいう。）
- エ 諸経費（電気、水道又はガスに係る工事負担金等に要する費用をいう。）

(4) 助成金額

助成金の交付額は、助成対象事業において設置する水素利活用設備の種別に応じて、次に掲げる額とする。

- ア 業務・産業用燃料電池（定格発電出力が5 kWを超えるものに限る。）

助成対象経費の3分の2の額（助成対象経費に国等補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の3分の2の額から当該補助金の額を控除した額）。ただし、3億3千3百万円を上限とする。

- イ 業務・産業用燃料電池（定格発電出力が1.5 kWを超え5 kW以下のものに限る。）

助成対象経費の3分の2の額（助成対象経費に国等補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の3分の2の額から当該補助金の額を控除した額）。ただし、1千3百万円を上限とする。

- ウ 純水素型燃料電池（定格発電出力が3.5 kWを超えるものに限る。）

助成対象経費の3分の2の額（助成対象経費に国等補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の3分の2の額から当該補助金の額を控除した額）。ただし、8千7百万円を上限とする。

- エ 純水素型燃料電池（定格発電出力が3.5 kW以下のものに限る。）

助成対象経費の3分の2の額（助成対象経費に国等補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の3分の2の額から当該補助金の額を控除した額）。ただし、1千6百万円を上限とする。

- オ 水素供給インフラ

助成対象経費の3分の2の額（助成対象経費に国等補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の3分の2の額から当該補助金の額を控除した額）。ただし、2億4千万円を上限とする。

- カ 水素エネマネ設備

助成対象経費の3分の2の額（助成対象経費に国等補助金を充当する場合にあっては、助成対象経費の3分の2の額から当該補助金の額を控除した額）。ただし、同一の中央監

視システムにて建築物のエネルギー管理を行い、かつ、エネルギーの見える化、ピークカット等のエネルギーマネジメントを実施している範囲を1つのエリアとし、1エリア当たり8千万円を上限とする。なお、中央監視システムが街区内に分散して存在しかつネットワーク化されている場合には、1エリアと見なす。

キ 熱電融通インフラ

助成対象経費の2分の1の額（助成対象経費に国等補助金を充当する場合にあつては、助成対象経費の3分の2の額から当該補助金の額を控除した額又は助成対象経費の6分の1の額のうちいずれか低い額）。ただし、1億円（国等補助金を充当する場合にあつては3千3百万円）を上限とする。

2 助成対象事業者による報告等

(1) 助成対象事業者による報告

助成対象事業者は、助成対象事業において設置した業務・産業用燃料電池又は純水素型燃料電池のエネルギー効率の実績について、別に定める日までに、都に報告を行うものとする。

(2) 指導・助言

都は、必要に応じて、助成対象事業者に対し、(1)の実績に係る取組について、指導及び助言を行うものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4 1による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1の出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次に掲げる事務の実施を求め、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、別に定める事務費補助金交付要綱に基づき公社に支払うものとする。
 - (1) 2の基金を原資として、第4 1による助成金の交付を行うこと。
 - (2) 本事業の周知に関する事務及び第4 2により、助成対象事業者から報告を受け、及び助成対象事業者に対する助言及び報告を行うこと。

第6 本事業の実施期間

- 1 第4 1による助成金の交付申請の募集は、平成29年度から令和2年度まで行う。
- 2 第4 1による助成金の交付は、平成29年度から令和5年度まで行う。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則（平成29年4月14日付29環地次第2号）

この要綱は、平成29年4月14日から施行する。

附 則（平成30年6月14日付30環地次第33号）

この要綱は、平成30年6月14日から施行する。

附 則（令和2年3月26日付31環地次第634号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月13日付2環地次第356号）

この要綱は、令和2年12月8日から施行する。

附 則（令和5年3月3日付4産労産新第328号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。